

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年6月16日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

足立聖子、金子順一（委員長）、酒井康夫、嶋谷泰典、辻絃子、
西原英男、東山泰清、宮崎幸一、山西陽裕

（五十音順、敬称略）

（事務担当者又は庶務）

赤桐首席家庭裁判所調査官、宮下首席書記官、中村訟廷管理官、
花井事務局長、安達総務課長、小西総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長、○：1号委員（学識経験者）、
●：2号委員（弁護士）、△：3号委員（検察官）、
□：4号委員（裁判官）、■：事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 委員長の選任

委員の互選により、金子委員が委員長に選任された。

- 5 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回、「家庭裁判所の広報について」というテーマで出された意見に
対して、庶務から「ウェブサイトの充実が重要という御意見をいただい

た点については、和歌山家裁のウェブサイトに、主な家事事件においてあらかじめ納めてもらう必要がある郵便切手の一覧表及び後見等開始事件等に関する書式を掲載したところである。また、5月24日に和歌山市役所の市民相談担当者に対して家裁の広報を行ってきた。今後、他の市町村に対しても同様の説明会の実施等を働き掛けていきたいと考えている。また、少年事件について、教員研修の際にパンフレットを配布するなどして家裁の役割や制度を紹介してはどうかという意見をいただいた。この点については、本年8月に法教育の一環として夏期教員研修を裁判所において実施する予定があるので、その際にパンフレットを配布するなどして広報を行う予定である。」旨の報告があった。

続けて、庶務から前回委員会で紹介した広報行事について、「平成22年11月30日に実施した、裁判所の広報行事である「成年後見制度の説明会」には、18名の方々に参加いただき、成年後見制度のDVDの視聴や制度についての説明を行ったところ、全員の方から参加して良かったという感想をいただいた。」旨の報告がなされた。

6 テーマ「家庭裁判所の窓口」について

(1) 家庭裁判所の窓口及び家事事件概要について

中村訟廷管理官から家庭裁判所の窓口業務の実情及び家事事件の概要について説明した。

説明後、家事事件手続説明案内用のDVD（以下「案内用DVD」という。）を視聴した。

(2) 意見交換等

◎ それでは、事務担当者からの説明及び案内用DVDを見て何か御意見がありましたらお願いします。

● 案内用DVDは、家裁の廊下で常時、視聴できるようにしているものと同じものか。

■ はい。

○ 案内用DVDは家事相談に行きたい人向けのよう感じた。実際に家裁の窓口に来ている人に視聴させることに意味があるか疑問である。家裁の窓口に行きたいという方が必要とするものではないか。実際に家裁の窓口に来てしまえば、職員に相談すればよいのではないか。

○ 私は調停委員をしていたが、妙寺、橋本地区では、定期的に調停委員による相談会を行っている。そこで相談を経て裁判所に来る人が多い。周知はそういう相談会の場で行えば良いのではないか。案内用DVDを相談会で使えば良いのだが。

■ 案内用DVDについては、希望があれば、貸し出すことが可能だが、現実には貸し出しの申し出がない状態である。

○ 和歌山市では、法テラスや市民相談があるので、裁判所に来るのはそういうところで色々と教わってから最後に裁判所に来ると思う。

裁判所では、あくまでも手続相談をやっているということであるが、対応等が困難なこともあると思うので、DVDを流しておることには意味があると思う。

窓口に来て一回で書類を書ける方と何回も来る方の割合はどのようになっているのか。

■ 割合は数字では示せないが、家裁の窓口には色々な申立書のひな形や書き方についての説明書も置いているため、説明書の指示に従えば、申立書は書けるようになっているが、それでも実際に書けない方もおられる。離婚調停の申立書などは、必要なところは十分書かれているものが多いと思う。

○ 申立書を実際にどのように記載してもらっているのかというこ

とについて、事務担当者から説明する。

(委員に配布した「子の氏変更許可申立事件」及び「夫婦関係調整調停申立事件」の申立書ひな形と説明書に基づき、中村訟廷管理官から記載方法等を説明した。)

- ④ 調停などの申立書以外にも色々なひな形を置いているところである。申立書の提出は、郵送であることが多いのか。
 - 郵送で申立書の提出を受けることが多い。
 - 子の氏の変更について、裁判所において調停などが成立しても、子の籍がそのままになることがあるようだが、裁判所において説明しているのか。
 - 調停離婚成立後、市町村役場に対して 10 日以内に離婚の届出をする必要があることは説明をしており、その際、親権者が定められても子の籍は残るので、子の氏変更手続についても説明している。
 - ④ 申立書を書くことについて、何か意見はないか。
 - 申立書を初めて見たが、もっと難しいと思っていたので、割と簡単に書けるという印象を持った。市役所にもパンフレットを配布したりしているのか。
 - 市町村役場や関係機関等には、パンフレットを配布している。実際に和歌山市役所の市民相談課にも置かれていた。
 - 福祉的な機関の窓口でパンフレットが置かれているのを見たことがある。手続案内のパンフレットには、受付時間とか、曜日等の記載はあるのか。
 - どこへ申立をするという場所の記載はあるが、開庁日や受付時間ということは記載されていない。
 - ④ 夜間も受付しているのか。

- 受付時間としては午前 8 時 30 分から午後 5 時までということになるが、時間外は当直において文書の受付のみをすることとなる。
 - ◎ 裁判所のウェブページにも受付時間等をアナウンスしていないのか、確認する必要がある。
- 受付時間等の情報が掲載されていない場合は、掲載するよう検討したい。
 - ◎ 家裁の手続については知っていたか。申立書のひな形を見てどうか。窓口では、申立書を書いて分からぬ場合は職員が対応しているのか。
 - はい。隨時対応している。
 - 家裁の窓口で外国語しか話せない人が来たことがあるか。
 - 来られたことはあるが、片言で話をしながら対応した。全く日本語を理解していない人が来た場合は、対応が難しい。大体は日本語を解する知人や通訳の方を連れて来られるから、一人で裁判所の窓口に来て、全く意思疎通できないということはない。電話で大変だったことはある。
- 刑事裁判では通訳人が居たりするが、そういう人を活用することはできないのか。
 - 個別の各事件で通訳人を選任したりすることはあるが、窓口の対応のために選任することは難しい。
- 窓口対応のために通訳人を選任することは、根拠がなく難しいということである。
- それができれば、相当便利になると思うのだが。
- 語学研修を受けた職員が居る場合は、窓口における対応のサポートを依頼することがある。

大庁であれば、うまく活用できる可能性はあるが、窓口において専門的に通訳を担当させるということはない。

- 大きな庁では、色々な職員が居るため、応援態勢をとることはできる。
- 申立書については、窓口で書いてしまう人も居るが、一旦、自宅へ帰って書いてくる人も居る。
 - ◎ 窓口へ来た人はそう苦労はしていないということか。
- 大体は大丈夫だが、遺産分割の事件だと添付書類等が大変な場合はある。特に戸籍を集めないといけない場合で相当大変な場合がある。
 - ◎ 申立手続についてのひな形は、裁判所のウェブページから入手できるのか。
- ダウンロードすることが可能であるし、ひな形は裁判所の窓口にも置いている。
 - 調停事件では、事情説明書という書面の提出を促しているが、窓口ではどのような説明をしているのか。
- 事情説明書については、チェックのみで回答できる項目についてのみ記載されていることもあり、窓口で対応する際には回答のない箇所を指摘しているが、質問事項については全部回答しなさいという指導まではしていない。
 - ◎ 窓口では、記載漏れがある場合には、記載するように促しているのか。
- 全部の事件で出来ているわけではないが、基本的に記載を促すようにしている。
 - ◎ 申立書の記載等について、もっと説明を加えた方が良いことがあるか。配布した説明書程度のことで申立書を記載できる

か。

- 申立ての実情のところについて、葛藤があつて申し立てる人が多く、何か書いてあるがよく分からず整理して欲しいと思うものが多い。例えば、申立の動機の欄に○を付しただけのものを見たことがある。これでは相手方は不満を持つのではないか。
- 現在、当庁では、相手方に申立の趣旨の写しを送る運用をしている。家事審判法の改正により、施行後は相手方へ調停申立書の写しを送ることとなっているが、本書式をこのまま利用するのかどうかについては決まっていない。
- 現在、家裁の事件記録は全部謄写できるのか。
- 裁判官が相当と認めた場合、謄写は可能である。
- 他に何か意見はあるか。
- 調停を進める上で事情説明書は有効であることだが、事情説明書の提出を求めない庁もあるし、和歌山のものは相当詳しいと思う。
- 家事事件のしおりというパンフレットを見てすぐに家庭裁判所に行くということになるのか疑問がある。
先ほど述べたとおり、相談会はとても好評であり、皆、来てくれるし、市の広報にも載せてもらっている。そこで紹介すれば、裁判所に行くようになると思う。
- もう少し詳しく、分かりやすい方が良いと思うが、今のパンフレットの大きさにまとめようと思うところなるのではないか。
- 事情説明書を丁寧に記載するのは相当つらい。チェックで回答できる欄は良いが、説明を書く欄は辛い。調停委員のためになるのは分かるが、申立人のためにはもっと分かりやすいものにする方が良い。

- ◎ 項目が多すぎるのも問題か。
- この書式に全て書くのは難しい。
- 事情説明書は、調停委員が調停期日を迎える前に見て活用しているもので、書ける範囲で書いてもらうようになっているものである。改正後の家事審判法では、事情説明書等についても謄写閲覧の対象となるため、項目については、今後検討することとなる。
- ◎ 事情説明書についてどの程度詳しいものが必要なのか、今後、検討していきたい。

7 次回委員会の意見交換テーマ

成年後見制度について

8 次回委員会の開催日時

平成23年11月15日（火）午後1時30分から開催することが決定された。

9 閉会